

# 第2期 豊浦町

## 子ども・子育て支援事業計画 【概要版】



令和2年3月  
豊浦町

## 1. 計画策定の趣旨

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

平成26年度に策定された「子ども・子育て支援事業計画」は、令和元年度に計画期間が満了となり、令和2年度を初年度とする新たな「第2期 子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなります。

豊浦町では、ニーズ調査により今後の地域における子育て支援等に必要なニーズの把握、分析などを行うとともに、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行い「第2期 豊浦町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

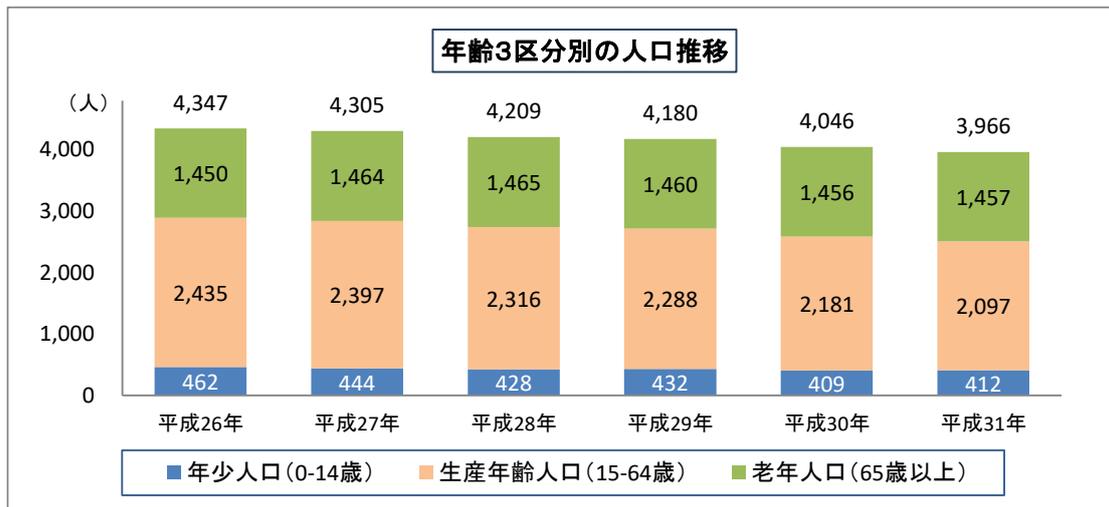
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期 計画期間									
					第2期 計画期間				

### 3. 人口の動向

#### (1) 人口推移

当町の人口は、平成 26 年の 4,347 人から平成 31 年には 3,966 人と減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65 歳以上の老年人口は平成 26 年の 1,450 人から平成 31 年には 1,457 人と増加しており、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。

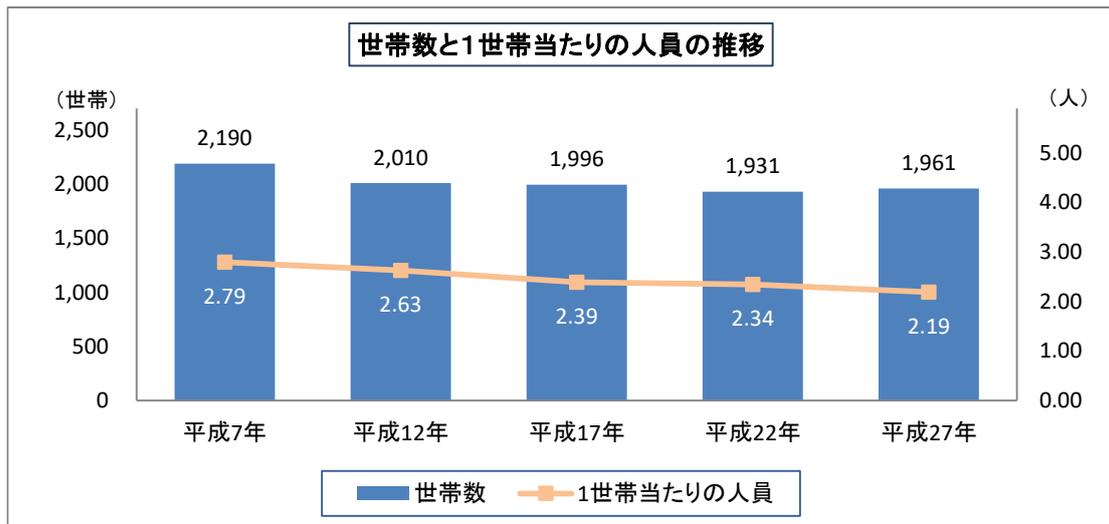


資料: 各年 4 月 1 日現在

#### (2) 世帯の推移

国勢調査による当町の世帯数は、平成 7 年から平成 22 年まで減少傾向で推移し、その後平成 27 年に若干増加しています。

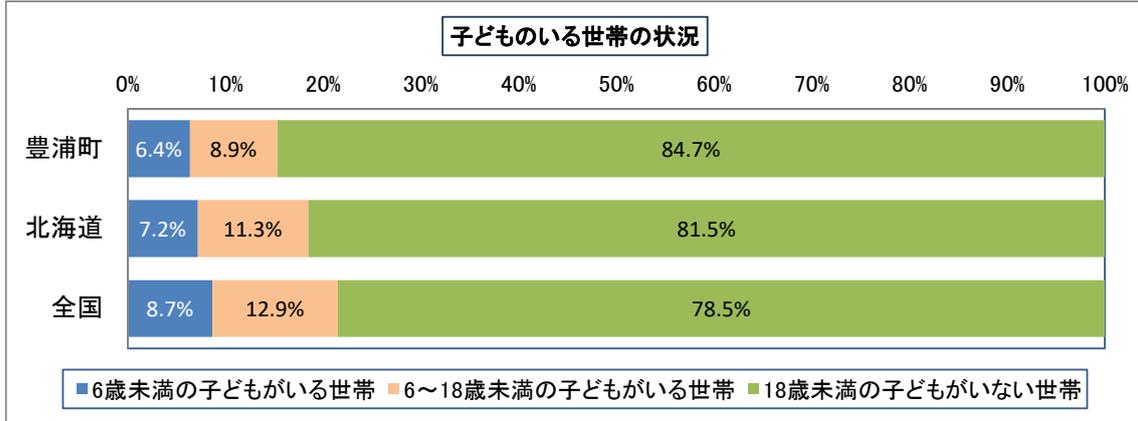
また、1 世帯当たりの人員は、平成 7 年の 2.79 人から平成 27 年は 2.19 人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



資料: 国勢調査

### (3) 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況で、「6歳未満の子どものいる世帯」、「6～18歳未満の子どものいる世帯」とともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。

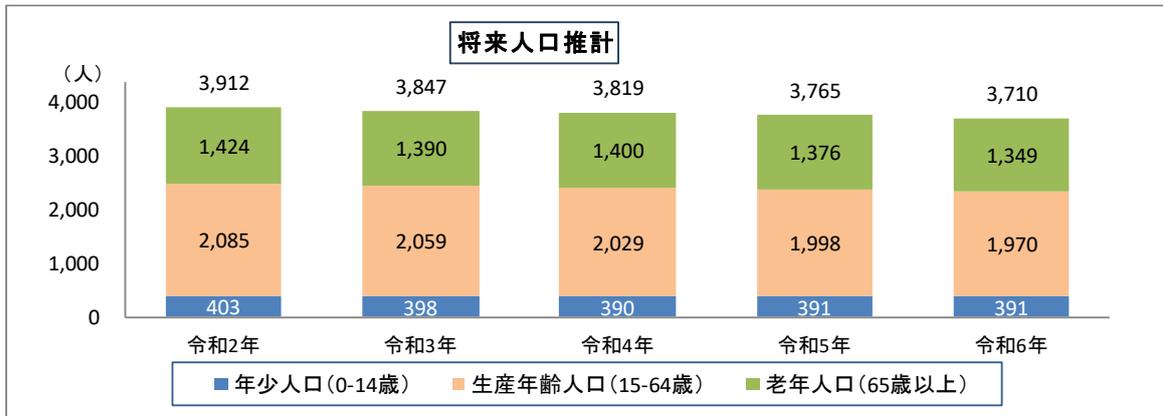


資料:平成27年国勢調査

## 4. 将来人口推計

以下に、令和2年から令和6年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向で推移しており、計画最終年の令和6年には総人口が3,710人、年少人口が391人と見込まれています。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口(0～14歳人口)	403	398	390	391	391
未就学児(0～5歳)	130	121	121	125	124
小学生(6～11歳)	187	198	193	181	176
中学生(12～14歳)	86	79	76	85	91
生産年齢人口(15～64歳)	2,085	2,059	2,029	1,998	1,970
老年人口(65歳以上)	1,424	1,390	1,400	1,376	1,349
総人口	3,912	3,847	3,819	3,765	3,710

※コーホート法による推計

※本推計は平成26年～平成30年の人口実績を基にコーホート法による推計を行っています。

コーホート法とは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法。

## 5. 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和2年度 単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望		保育が必要			
対象年齢	3～5歳			0歳	1～2歳	
量の見込み（A）	5	50	3	20		
確保提供数（B）	15	75	5	30		

■令和3年度 単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望		保育が必要			
対象年齢	3～5歳			0歳	1～2歳	
量の見込み（A）	4	48	3	20		
確保提供数（B）	15	75	5	30		

■令和4年度 単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望		保育が必要			
対象年齢	3～5歳			0歳	1～2歳	
量の見込み（A）	4	48	3	20		
確保提供数（B）	15	75	5	30		

■令和5年度 単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望		保育が必要			
対象年齢	3～5歳			0歳	1～2歳	
量の見込み（A）	4	50	3	21		
確保提供数（B）	15	75	5	30		

■令和6年度 単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望		保育が必要			
対象年齢	3～5歳			0歳	1～2歳	
量の見込み（A）	4	50	3	21		
確保提供数（B）	15	75	5	30		

### 【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

## 6. 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

事業名	確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	確保方策	利用状況等を踏まえ、引き続き町民課の窓口での対応				
地域子育て支援拠点事業 (単位:延人数/月)	量の見込み	1,350	1,370	1,370	1,400	1,370
	確保提供数	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
一時預かり事業(幼稚園型) (単位:延人数/年)	量の見込み	6	6	6	6	6
	確保提供数	12	12	12	12	12
	実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
一時預かり事業(一般型) (単位:延人数/年)	量の見込み	6	6	6	6	6
	確保提供数	12	12	12	12	12
	実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
子育て援助活動支援事業	確保方策	今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討				
子育て短期支援事業	確保方策	近隣市町村の施設に協力依頼をする等、必要に応じた検討				
延長保育事業	確保方策	大岸保育所において延長保育1時間を含む12時間保育を実施しており、今後も引き続き事業を実施 認定こども園青空においては、ニーズや状況に応じて実施の検討				
病児・病後児保育事業	確保方策	近隣市町村と連携をとり、必要に応じた検討				
放課後児童健全育成事業 (単位:実人数/年)	量の見込み	43	43	43	43	43
	確保提供数	50	50	50	50	50
	実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
乳児家庭全戸訪問事業 (単位:実人数/年)	訪問人数	23	23	23	23	23
養育支援訪問事業 (単位:実人数/年)	訪問人数	10	10	10	10	10
妊婦健康診査事業 (単位:実人数/年)	受診者数	18	18	18	18	18
	受診延回数	250	250	250	250	250

## 7. 子どもの貧困対策計画の背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（122万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本町の策定する子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策計画についても一体的に策定することとし、本町の子どもとその保護者に向けた取組みを推進します。

## 8. 困難世帯の判定

豊浦町における子どもの貧困に関する実態を把握するため、保護者アンケート結果に基づき、子どもの養育に関する「困難度の高さ」という視点から世帯の判別・類型化を行いました。

「困難度の高さ」については「相対的貧困」「合意基準」「困窮経験」の3つの視点から捉えることとし、具体的には次の5つの設問への回答データに基づく判定・類型化を行いました。

判定内容	問番号	設問内容
相対的貧困	問 2-1	世帯人員
	問 31	世帯の年間収入
合意基準	問 21	子どもにとって必要だと思う環境やモノ
	問 22	お子さんに与えられている環境やモノ
困窮経験	問 23	経済的理由による困窮経験

## 9. 子どもの貧困率の全国との比較

	貧困率	出典
豊浦町	<b>20.1%</b>	令和元年度豊浦町子どもの貧困実態調査より算出
全国	13.9%	2016年 国民生活基礎調査より

※算出方法や基礎となるデータ等が異なることから参考程度の比較となります。

## 10. 子どもの貧困対策に関する将来像

本町の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取組みの推進に努めます。

## 11. 子どもの貧困対策に関する基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

<b>1 教育の支援</b>
子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。 子どもが貧困の連鎖から脱出するためには、世帯の経済的な状況にかかわらず、自分の現在及び将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもの乳幼児期の保育・教育を受ける機会を保障するとともに、質の高い教育を受けられるよう、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた保育・教育の提供に努めます。
<b>2 健康・生活への支援</b>
すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支えるとともに、子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や未来を築く力を養える、また、子どもたちが自分の居場所と思えるような「子どもの居場所」の整備に努めるとともに、子どもや保護者の健康への支援の充実に努めます。
<b>3 経済的支援</b>
様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。 現金給付や現物給付、各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困の状況にある、または貧困の状況のおそれのある家庭の自立支援に努めます。
<b>4 相談支援体制の取り組み</b>
貧困対策を行ううえで重要となることは、関係機関連携のもと、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子どもとその家庭の声をしっかりと受けとめ、そして早期の把握に努め、各種の支援につなげていくことが重要であることから、全ての支援の出発点である「相談支援体制」の充実に努めます。